第 17 回 神奈川県移動性(モビリティ)向上委員会

ピンポイント渋滞対策

『ピンポイント渋滞対策』について 『ピンポイント渋滞対策』の検討(国道246号 東原四丁目交差点)

平成29年7月25日

7 ピンポイント渋滞対策

7-1 『ピンポイント渋滞対策』について

経緯

- 主要渋滞箇所の対策については、これまで、「改築事業」または「特に対策無し」で整理されているところ。
- 〇「改築事業」については、完了までには長い年月を要することから、少ない費用でスピーディー に対策を実施し、効果を発現させる方法として、「ピンポイント渋滞対策」を進めることとなった。

「ピンポイント渋滞対策」とは

- 交差点改良、区画線改良など、基本的には大きな改良を必要としない対策。
- 〇 用地取得は基本的には必要としない対策。

「ピンポイント渋滞対策」の今後の取組予定

- 主要渋滞箇所のうち、用地取得を必要とせずに少ない費用かつ短期間で実施できる対策により、一定の効果が 見込まれる箇所を抽出し、対策を実施。
- 対策実施前後において、ETC2.0データや現地調査結果を用いて、渋滞緩和の効果(旅行速度、信号待ち回数、利用者の実感など)、事故低減効果(急減速回数減少など)等の整備効果を取りまとめる。

7 ピンポイント渋滞対策

7-2 『ピンポイント渋滞対策』の検討 【例】 国道246号 東原四丁目交差点

- 国道246号下り方向は東原四丁目交差点を先頭に旅行速度が20km/h以下となる速度低下が発生 しており、東原四丁目交差点がボトルネックになっていると考えられる。
- 主要渋滞箇所の対策事業が位置づけられていないため、ピンポイント対策を検討。

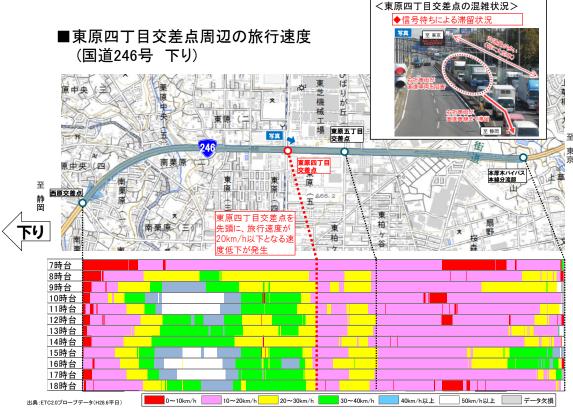
≪位置図≫







≪要因分析結果≫



7 ピンポイント渋滞対策

7-2 『ピンポイント渋滞対策』の検討 【例】 国道246号 東原四丁目交差点

- 右折車両が直進車線まで滞留し、直進車両を阻害し渋滞が発生。
- 右折レーンの延伸(約40m→120m)により、右折車両による直進車両の阻害が解消され、渋滞緩和の効果が期待される。

≪対策概要≫



